

くらしの安心情報

情報ファイル NO.171

平成 28 年 10 月 12 日

知人に紹介された業者から、「空気清浄器のオーナーになると儲かる」と勧められ契約したが、事業の実体が不審なので解約したい…。

相談内容

【相談者 20代 男性】

知人に紹介された業者から、「あなたが空気清浄器を購入しオーナーとなって、当社がその商品を第三者に設置する業務を行う。あなたには売上金を支払う。」という儲け話がありました。その後、業者から紹介された複数の消費者金融業者から数百万円借入れ、空気清浄器を 100 台以上購入しましたが、商品は一度も見たことはありません。実体がわからないので解約したいのですが…。

対処方法

この相談のように、「知人から紹介された業者から儲かると勧誘され、商品の売買契約と業務委託契約をしたが解約したい」という相談が寄せられています。購入した商品は消費者本人に引渡されないまま、本人から業務委託を受けた業者が第三者に商品を設置することで売上金を本人に支払う仕組みです。

また、商品購入代金が手元に無い場合、消費者金融からの借入れを勧められ、多額の借金を抱えてしまうケースもあります。

- ・ 相談者には、事業の実体を確認することが難しく、リスクの高い取引であることを説明し、消費者金融に多額の借入もあることから法律相談を勧めました。
- ・ 事業の実体を確認できない場合や、破たんするリスク等について理解できない場合は、契約しないようにしましょう。
- ・ 万一、勧誘を受けたり、契約してしまった場合は、早めに市町村相談窓口や、県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン「188」へ)

儲かる話には要注意!!



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890